

平和台居宅介護支援事業所アバンセ

重要事項説明書

【令和8年4月1日現在】

1 平和台居宅介護支援事業所アバンセの概要

(1) サービス提供の場所

事業所名称	平和台居宅介護支援事業所アバンセ
所在地	東京都練馬区平和台1丁目16番12号
法人名	医療法人社団善仁会
代表者名	理事長 折目 由希彦
電話番号	03 (5922) 2300
FAX番号	03 (5922) 2301
開設年月日	令和5年4月1日
事業所番号	1372014421
事業実施地域	練馬区（但し、他の地域の場合は相談に応じる）

(2) サービス提供の体制

管理者	1名（兼務）
主任介護支援専門員	1名（兼務）
介護支援専門員	3名（常勤者2名）

(3) 営業時間および休業日

営業時間	午前8：50～午後5：20
休業日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
※夜間および休業日の緊急連絡先 ⇒ 平和台介護老人保健施設アバンセ	
TEL	03 (5922) 2300
FAX	03 (5922) 2301

(4) 事業運営の方針

当事業所はご利用者とその家族が住み慣れたこの地域で共に充実した生活を継続する事ができるように支援します。

- ① ご利用者及びそのご家族の同意に基づいた適切な居宅サービスがその計画に沿って円滑に提供されるよう努めます。

- ② 介護保険サービスの選定・導入に限らず、その療養生活に必要な支援体制の構築に努めます。
- ③ ご利用者の人格や意思を尊重して公正・中立にサービス事業者の情報提供を行い、ご利用者及びそのご家族が安心して選択できるよう努めます。
- ④ このほか、介護保険利用外の方に対しても高齢者の地域生活等に関する相談やこれに必要な情報提供、サービス調整等にも適宜応じます。

(5) サービスの向上に向けた姿勢と取り組み

- ① 従事者は定期的な研修を実施し、サービスの向上に努めています。
- ② 事業所はサービスに関するマニュアルや資料を作成し、従事者に携行させています。

(6) 居宅介護支援のサービス内容

A) サービスの内容

- ① 要介護認定の申請・変更等の代行
- ② 居宅サービス計画の立案、居宅サービス計画書の作成
- ③ 各種ご相談、情報の提供、連絡調整（介護保険利用以外の方も含みます）

B) 従事者の禁止行為

- ① 金銭の貸し借り
- ② 家の鍵や預金通帳、印鑑の預かり
- ③ 金銭または物品の授受
- ④ 利用者宅での飲食
- ⑤ 注射や投薬介助などの医療行為または医療の補助行為
- ⑥ 宗教や政治活動
- ⑦ 従事者個人の住所や電話番号への連絡
- ⑧ 介護保険で認められていない行為

(7) 併設事業等

A) 平和台介護老人保健施設アバンセ

- ① 施設入所サービス事業
- ② 短期入所療養介護（介護予防 短期入所療養介護）事業
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防 通所リハビリテーション）事業

B) 平和台訪問リハビリテーションサービスアバンセ

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防 訪問リハビリテーション）事業

2 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始まで

- ① まずは電話でご相談下さい。
- ② 担当介護支援専門員がご自宅へお伺いし、介護保険制度ならびに当事業所の支援についてご説明の上で皆さまのお困りの点や支援契約に必要な事項を確認いたします。
- ③ 担当介護支援専門員が確認した内容を基にして、担当者の選定を行います。
- ④ 契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
- ⑤ 担当介護支援専門員が前6月間の同一事業者によるサービス提供割合等について利用者又はその家族に対して説明いたします。
- ⑥ 介護支援等の提供開始に際して
 - 1) 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を担当介護支援専門員に紹介するよう求めることができます
 - 2) 利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます
- ⑦ 定期的に生活状況や各種サービスの利用状況を確認して計画の見直しを行います。

(2) サービスの継続・変更

- ① 担当者は少なくとも毎月1回、ご自宅へお伺いして心身の状態や療養生活の実態、サービスの利用状況などを確認いたします。
- ② 居宅サービス計画はご利用者の状態や環境のほか、サービス事業者からの意見等も踏まえて定期的に見直しを行います。
- ③ 居宅サービス計画は必ずご利用者及びご家族へその内容を説明した上で同意を受けます。

(3) サービスの終了

A) 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

文書（添付）でのお申し出によりいつでも解約できます。
この場合、担当の介護支援専門員とご相談下さい。

B) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足、事業縮小等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了2ヶ月前までに文書で通知するとともに、近隣地域にある他の居宅介護支援事業者の紹介、その他必要な支援を行います。

C) 自動的に契約が終了する場合

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

- a) 利用者が介護保健施設に入所した場合
- b) 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- c) 利用者が死亡した場合

D) その他の場合

利用者やその家族等が、事業者や事業所の介護支援専門員等に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、当事業所が法定代理受領を致しますので、ご利用者の自己負担はございません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をお支払いいただきます。

その際、サービス提供証明書を発行致しますので、後日お住まいの行政区の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

参考	要介護1・2の方	…12,380円
	要介護3・4・5の方	…16,085円

(2) 交通費

練馬区にお住まいの方は、無料です。

その他の地域の方は、介護支援専門員が訪問する際には、交通費の実費をいただく場合がございます。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができます。

その料金は一切かかりません。

4 個人情報の保護

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、事業者は、利用者及びその家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、苦情解決体制を整備します。従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施、虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な設置など必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

事業者は、ご利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

7 第三者評価の実施状況 無し

8 サービス内容に関する相談、苦情窓口

居宅介護支援サービスに関する相談・苦情等は、担当の介護支援専門員か次の窓口までお申し出ください。

事業者	医療法人社団善仁会
所在地	東京都練馬区平和台1丁目16番12号
事業所名称	平和台居宅介護支援事業所アバンセ
管理者	本田 陽子（主任介護支援専門員）
電話番号	03（5922）2300

その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- ① お住いの地域の地域包括支援センター
地域包括支援センターの連絡先については別紙資料を参照ください。
ご案内いたします。
- ② 練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員事務局
東京都練馬区豊玉北6-12-1
TEL 03（5984）1472

- ③ 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口
東京都千代田区飯田橋 3-5-1
TEL 03 (6238) 0177

9 緊急連絡先

ご家族には下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先①

氏名

続柄

電話番号

住所

緊急連絡先②

氏名

続柄

電話番号

住所

主治医

医療機関名

担当科

担当医師名

電話番号

所在地

契約する場合は以上の事を確認する事

契約締結日 令和 年 月 日

私は、居宅介護支援サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 医療法人社団善仁会
住 所 東京都練馬区平和台一丁目16番12号
代表者名 理事長 折目 由紀彦 印
指定事業所番号 1372014421
事業所名 平和台居宅介護支援事業所アバンセ 印

説明者 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。また、交付を受けました。

利用者 氏名 印

住 所

保証人 氏名 印

住 所

代理人 氏名 印 (証明書の確認・添付)

住 所